

別表第1（第8条関係）

小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業に係る委託料

世帯所得	利用 日数	人工呼吸器を装着している 小慢児童等の委託料	人工呼吸器を装着していない 小慢児童等の委託料
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1日以上	46,030円×利用日数	38,030円×利用日数
世帯所得割額課税 28万円未満	1日	46,030円	38,030円
	2日	92,060円	76,060円
	3日以上	92,060円に3日目以降利用分 1日当たり46,030円を加算	76,060円に3日目以降利用分 1日当たり38,030円を加算
世帯所得割額 28万円以上	1～8日	46,030円×利用日数	38,030円×利用日数
	9日	414,270円	342,270円
	10日以上	414,270円に10日目以降利用分 1日当たり46,030円を加算	342,270円に10日目以降利用分 1日当たり38,030円を加算

※委託料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※利用日数は月毎に算定する。

別表第2（第10条関係）

利用者負担額

世帯所得	利用 日数	人工呼吸器を装着している 小慢児童等の利用者負担額	人工呼吸器を装着していない 小慢児童等の利用者負担額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1日以上	0円	0円
世帯所得割額課税 28万円未満	1日	4,600円	3,803円
	2日以上	4,600円	4,600円
世帯所得割額 28万円以上	1～8日	4,603円×利用日数	3,803円×利用日数
	9日	37,200円	34,227円
	10日以上	37,200円	37,200円